OUKA
The University of Osaka
Institutional Knowledge Archive

Title	安保条約と吉田外交 : 豊下楢彦『安保条約の成立を読む』
Author(s)	坂元, 一哉
Citation	阪大法学. 2009, 59(3,4), p. 179-213
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/55204
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

https://ir.library.osaka-u.ac.jp/

The University of Osaka

安保条約と吉田外交

――豊下楢彦『安保条約の成立』を読む――

坂元一哉

はじめに
一 吉田外交の評価と問題の所在
二 「五分五分の論理」
三 吉田は基地「カード」を捨てたのか
四 吉田は何のために「カード」を使ったのか
五 昭和天皇に関する仮説の説得力
六 吉田外交の主体性
おわりに

はじめに

豊下楢彦氏は、昨年出版された『昭和天皇・マッカーサー会見』（岩波現代文庫、二〇〇八年）の中で、一九九六年に出版されて話題となったご自身の著書『安保条約の成立――吉田外交と天皇外交』（岩波新書）における「仮

（阪大法学）59（3•4-179）641〔2009.11〕

説」を再説しておられる。

筆者はかつて吉田茂と講和外交に関するその仮説を批評する報告書を日本国際政治学会に提出したことがある（「吉田外交の再評価――安保条約と吉田外交の巧拙」二〇〇一年五月）。その報告書は、豊下氏の仮説が戦後史研究に与える学問的刺激を認めつつ、全体としての説得力には疑問を呈するものであった。豊下氏は公平にも『昭和天皇・マッカーサー会見』の中でその報告書を紹介してくださっている。

ただ紙幅の関係からか、豊下氏の仮説に筆者が疑問を呈するその理由までは紹介されていない。関心のある方は報告書を読んでいただければよいのだが、一般には手に入りにくいものである。そこで、同報告書で論じたことを敷衍して述べ、公表しておこうというのが、この論文の趣旨である。『昭和天皇・マッカーサー会見』で再論された豊下氏の仮説は、筆者の目には以前と同様、それなりの魅力はあるが、問題の少なくない仮説と映った。なぜそうなのか、報告書の内容を再説しながらあらためて考えを述べてみたい。

一　吉田外交の評価と問題の所在

吉田茂は政権を去った後、回想録やエッセイ集[1]などで、サンフランシスコ平和条約によって自由主義陣営の一員として講和独立を勝ち取り、安保条約でアメリカに安全保障を委ねた「サンフランシスコ平和体制」がいかに日本の国益と外交の伝統に合致しているかを繰り返し力説した[2]。また日本が本格的な再軍備をせずに、そうした「体制」を築くことができたことを自らの外交の最大の功績と自負した。一九五四年に講和後の政治指導に関して世論の厳しい批判を受け政権を去った吉田であったが、やがて、そうした「サンフランシスコ平和体制」の立役者としての自画像に見合う再評価を受けはじめることになる。

学問的な再評価の嚆矢は、一九六四年に発表された高坂正堯の「宰相吉田茂論」である。[3] この論文で高坂は、およそ外交の良識あるものが戦後日本の外交を預かるとすれば、誰であれ吉田とあまり変わらぬ選択をしたであろうと断りつつ、吉田がその外交哲学――決して体系的、理論的なものではなく、吉田自身は「勘」と呼ぶようなもの――と独特のスタイルで頑固に自らの意志を貫き、自らの選択を実行したことを高く評価した。高坂の吉田再評価が受け入れられたのは、首相退任時のあまりの悪評からの揺れ戻しという側面もあったであろう。また、多くの関係者の協力を得て出版された回想録（『回想十年』）が、吉田の思考と行動をある程度効果的に弁証したことも関係しているかもしれない。むろん高坂の明晰さと柔軟な思考によって吉田の長所が見事に描き出されたのもたしかである。

ただ高坂の再評価が評判を呼び、厳しい批判もあったが、世間に受け入れられた根本的な理由は、「サンフランシスコ平和体制」の中で現実に日本の安全が守られ、経済が復興し、さらには一九六〇年の安保改定で安保条約の不平等な側面がかなり改善された、という展開によるものであった。時代はまさに、吉田の政治的な弟子である池田勇人の高度成長、そして寛容と低姿勢の時代である。吉田茂の再評価は、自民党・保守政治の理論的な基盤の一部にもなった。

もちろん高坂の再評価は、吉田外交の限界を見過ごしたものではないし、吉田が支払った代償の指摘を忘れたものでもなかった。「サンフランシスコ平和体制」の選択はソ連をはじめとする共産圏諸国との講和を将来の課題に残すものであった。とくに朝鮮戦争の勃発、中華人民共和国の参戦という事情があったとはいえ、戦争で日本が最も大きな被害を与えた中国との国交回復は遅れ、結局、それにはほぼ二〇年の時日が必要となった。また沖縄も講和後二〇年間、アメリカの施政権下に置かれた。さらには、「サンフランシスコ平和体制」の選択をめぐって、国内

にはそれを是とする人々と、より理想主義的な「全面講和」あるいは中立を求める人々との間に、数十年間、ほとんど冷戦が終わるまで続く、大きな意見対立が生じることになった。そのことに加えて高坂は、吉田がマッカーサーと占領軍がいなくなった後、日本の民主主義に安定をもたらす基盤を作り出せず、「サンフランシスコ平和体制」と左右を問わぬ日本国民のナショナリズムとの折り合いを調整することにも配慮が足りなかったと批判している。

だが戦後の日本外交を考えるとき、高坂の吉田再評価に関して何よりも覚えておくべきことは、高坂が吉田外交を論じるときに、それが一つの時代の産物であることを捨象してはならないと戒めていることかもしれない。「宰相吉田茂論」の発表から四年後、吉田の死に際して書かれた「偉大さの条件」の中で、高坂は吉田の業績を「吉田体制」にまで高めてはならないとして次のように警告している。

「政治は技術である。人間が現実に持つ選択はまことに限られている。しかし、人間は現実の可能性にしばられずに、理論的には無数に存在する可能性に目を向けるべきであり、そうした可能性が現実の選択の対象となるように努力してゆかなくてはならない。国際関係において、軍事よりも経済を重んじ、対決よりは妥協を選ぶのは立派な生き方である。しかし、われわれは計量しうるものと同時に計量しえないもの、妥協しうるものと同時に妥協しえないものを認識していなくてはならない。同じように、統治者の責任と世論の尊重、独立心の必要とそれに超越的な価値の装いを与えたいという気持ちへの抵抗、政治はこうした矛盾したいくつかの要請にいかに対処するかという技術なのである。当然、それらの問への答えは時代によって異なるし、おそらくひとつではないであろう。吉田茂の業績を『吉田体制』にまでたかめてはならないことの基本的な理由はここにある。[4]」

これは、吉田外交の成果を評価するあまり、それを固定した日本の生き方にしてしまうことの危険を冷静に指摘

したものである。

しかし、そうした指摘にもかかわらず、現実に戦後の日本外交は吉田のやり方を、そのまま、あまりに長く続けるところがあった。そのためもあって、吉田外交の評価は戦後日本の生き方そのものの評価と分かち難く結びつくことになった。

そうした評価において、「サンフランシスコ平和体制」あるいは日米安保体制の選択を、戦後の日本国民の理想を裏切る間違った選択と考えた人々が吉田外交を厳しく評価したのは当然である。だがその選択を正しいものとして受け入れる人々であっても、日本がアメリカに安全保障を任せ、軽軍備で経済復興にいそしむだけという状態をあまりに長く続けたことを情けないと感じる人々は、吉田外交に厳しい目を向けることになった。もちろん、戦後日本が戦前にまさる安全と繁栄を享受したのは事実であるから、吉田をその事実だけでもって、偉大な外政家と評価する人々もいる。

この論文はそうした「サンフランシスコ平和体制」あるいは日米安保体制の評価に関する大上段の議論をひとまずおいて、むしろ高坂が言う「矛盾したいくつかの要請にいかに対処するかという技術」という点で実際の吉田外交を再検証してみようというものである。具体的には吉田が講和・安保両条約を締結して、戦後日本外交の基本路線――自由主義陣営に属してアメリカに安全保障を委ねつつ、自らは経済復興に専念する――を作り出した際の外交交渉の技術に関してである。

豊下楢彦氏の『安保条約の成立』はそのための格好の材料になる。この本は基本的には旧安保条約の対等性、相互性の問題をとらえて吉田が作り上げた日米安保体制を批判する観点から書かれたものである。だが単に安保条約は占領中に結ばれた不平等で片務的[5]な条約である、といった昔ながらの批判――一九六〇年の安保改定に至るまで、

政治的な左右を問わず日本国内でなされた安保条約に対する最も大きな批判――を行うことで満足した本ではない。

そうではなくてこの本は、日米安保体制への批判を前提としつつ、吉田の外交交渉を俎上に載せ、その巧拙を論じて、高坂が高く評価した「職人的な外交官」（高坂）としての吉田の外交技術に疑問を投げかける。そしてその疑問から、豊下氏自身がこの本の冒頭で述べるように「戦後日本外交のイメージを根底からくつがえす」[6]大胆な「仮説」を引き出すのである。

すなわち安保条約は日米の力関係から、どのみち不平等で片務的な条約になるべく運命づけられていたわけではなく、実は安保条約を対等で相互的なものにする「論理」があった。だが吉田の稚拙な外交のせいで日本政府はその「論理」を貫徹することができなかった。吉田の外交が稚拙になったのは、誰あろう天皇裕仁の「二重外交」があったからではないか、との仮説である。

安保条約批判といってもよくある決定論――アメリカと安全保障関係を持てば必ず日本が損をするといった類の決定論――ではない。それどころか戦後初期の政治史においてその役割に依然として謎の多い昭和天皇という要因を軸に読者を魅了する大胆な仮説を立てている。そしてその仮説がもし正しければ、たしかに「戦後外交のイメージ」は「根底からくつがえ」るだろう。もちろん吉田外交の評価も根本的に見直さねばならなくなる。この論文にとって『安保条約の成立』が格好の材料になると考えるのはそのためである。

以下、この仮説について細かく検討するが、その前にこの本が利用する資料について言及しておきたい。この本は出版された当時（一九九六年）は、まだ新聞などのスクープ記事を通して間接的に利用されるに過ぎなかった、外務省の極秘内部資料『平和条約の締結に関する調書』の一部を本格的に利用している。この『調書』は、一九六〇年代に外務省条約局法規課が、西村熊雄（元フランス大使、講和条約・安保条約締結交渉では条約局長として活

躍）を主たる執筆者としてまとめた文書で、講和・安保両条約をめぐる日本側の構想と準備および日米交渉の過程を説明し、重要文書を集めた、戦後史一級の資料である。二〇〇二年に外務省から全五冊の文書（『日本外交文書・平和条約の締結に関する調書』以下『調書』）として発刊されるまでは使用に制約が多かったが、豊下氏はそれを乗り越えてこの本を書かれた。大胆な仮説に加えて、一級の資料が利用されているところも、この本が知的な刺激を与える理由である。

二　「五分五分の論理」

さてまず『安保条約の成立』がいうところの安保条約を対等で相互的なものにする「論理」についてみておこう。日本政府にとって講和条約を結ぶための重要課題の一つは、軍事力を持たない日本が、再軍備も当面はしないという中で、いかにして講和後の安全保障を確保するかにあった。その答えは結局、西側陣営の一員となってアメリカの力を借りることに求められたが、その場合に問題となるのは米軍の駐留をいかなる形で認めるかであった。これは主権独立の体面や平和憲法との調和に配慮しなければならない問題である。外務省は結局、次のような考え方で対処しようとした。

「日本の平和と安全を守ることはとりもなおさず太平洋地域およびアメリカの平和と安全を守ることであるから日本が武力攻撃を受けた場合にはアメリカは日本を防衛し日本はこれに可能な協力をする、すなわち、両国は［国連憲章第五一条による］集団自衛の関係に立つことを規定し、両国がこのような関係にあるから日本は合衆国軍隊の日本に駐留することに同意するという趣旨を根幹とする」(7)（［　］内坂元、以下同じ）。

という考えである。

日本の安全は太平洋の安全であり、太平洋の安全はアメリカの安全である。だから日本を守ることはアメリカの利益である。したがって、アメリカ軍が日本に駐留して日本を守る、それに対して日本ができうる限りの協力をすれば、それは相互に利益になる「集団自衛」の協力関係である。そういう関係は「国際社会の憲法である」（西村熊雄）国連憲章の枠内で設定することができる。外務省の担当者たちはそう考えたのである。

この外務省の担当者たちの考え方は、新しい日米の安全保障の取り決めは、日米間の現実の力の差にもかかわらず、「五分五分」の関係で作りうるという期待に基づいていた。『調書』の一節は次のように彼らの考え方の基本を言う。

「日本が米国軍に駐屯してもらいたいということが真理であると同じく米国が日本に駐屯したいということも真理であると思う。五分五分のところである」[8]。

豊下氏はこのような「五分五分の論理」がなぜ、貫けなかったのかを問題にするのである。実際、できあがった安保条約は、そうした「五分五分の論理」に基づくものでなく、日本には軍事力がないけれども世界には「無責任な軍国主義」がはびこり危険である、だからもし日本が望むのであれば、アメリカは日本が国連憲章に基づく集団自衛の関係が設定できるようになるまで、日本に軍隊をおいて「守ってあげる」という一方的な形になった。しかも、日本防衛の義務は明示されないのに、（行政協定によって）アメリカに基地駐留に関する広範な権利・特権を与えたので、駐軍協定の色彩が強いものになってしまった。

一般的な説明では、日本がその「五分五分」の論理を貫けなかったのは、アメリカ側の交渉者たちが、いわゆるヴァンデンバーグ決議[9]を盾にとって、軍備を持たず自衛の手段さえない日本と集団的な安全保障の取り決めを結ぶことはできないとして、日本側の考えを受け入れなかったことにあるとされる。ダレスをはじめアメリカ側の交渉

者は、当面、応分の義務を果たす能力のない日本との間で、日本の安全を保障する義務を負うＮＡＴＯのような相互防衛条約を締結できるとは考えていなかった。

たしかに当時の日本にはみるべき軍備がなく、また再軍備の強い意欲もなかった。それに外務省の構想でいう「集団自衛の関係」は、結局のところ、日本の安全を守ることが集団的自衛であるというものであり、いくら日本側が軍事力以外の貢献を主張してもアメリカ側としては、他の同盟諸国との関係もあり、容易に受け入れ得る考え方ではなかった。(10)

しかし、それはアメリカ側の理屈である、豊下氏は、日本側は日本側の理屈をより強く主張することができたはずなのに、その努力をしなかったと批判する。吉田は、本来、「五分五分の論理」で提供すべき基地を安売りした。基地駐留の権利は、朝鮮戦争がはじまったこともあって、アメリカにとってはのどから手が出るほど必要なものであった。実際、ダレスをはじめ日本との交渉に臨むアメリカ側の交渉者は「日本のどこであれ、必要と思われる期間、必要と思われるだけの軍隊」(11)を置く権利を日本から得ることを交渉の最重要な目的にしていたのである。だが吉田は、基地駐留の権利を与えることを交渉の最初の段階で早々と言い出してしまい、それをバーゲニングの「カード」として使うことを放棄した。そのため対米交渉を自ら不利にしてしまった。豊下氏はそう批判するのである。(12) この批判はあたっているだろうか。

三　吉田は基地「カード」を捨てたのか

吉田は、すでに一九五〇年五月、訪米した腹心の池田勇人蔵相を通じて、講和促進のために日本が講和後アメリカに基地を提供する用意のあることをアメリカ政府に伝えさせていた。(13) ただ、その後は、基地駐留の問題を曖昧に

しだし、六月に訪米したダレスを当惑させた。朝鮮戦争勃発後、七月の国会答弁では講和後に「軍事基地を貸したくない」とさえ答弁している。これは、アメリカ側の観察者からは、かなりのところアメリカとの交渉を意識した、バーゲニングパワーを高めるための言動であると受け取られた(14)。

しかし、豊下氏は、吉田と日本政府の交渉者たちが、一九五一年一月から始まった本格的な日米交渉において、早い段階で、ほとんどバーゲニングなしに米軍駐留を認めたと批判する。その際、豊下氏は、吉田とダレスの第一回会談（一月二九日）の直後、一月三〇日、日本側からアメリカ側に提出された「わが方見解」という文書を問題にしている。この「わが方見解」は一月二六日にアメリカ側から渡された「対日講和七原則」および議題表(15)への回答であり、講和問題に対する日本側の基本的な考えを整理してアメリカ側に示したものである。これまでの日本政府内の膨大な講和問題研究の結論ともいうべき重要文書であり、吉田の入念なチェックを受けた末に提出されている。

アメリカの外交文書集（*Foreign Relations of the United States*）によれば、その「わが方見解」は、安全保障に関して次のように記している。

Japan will ensure internal security by herself. But as regards external security, the cooperation of the United Nations and, especially, of the United States is desired through appropriate means such as the stationing of troops.(16)

要するに、日本は国内の安全は自力で確保するけれども、対外的安全保障は、国際連合、とくに合衆国との協力（「駐兵のごとき」）によって確保したい、という見解である。

豊下氏は、このように交渉がはじまってすぐに「駐兵のごとき（such as the stationing of troops）」という文言

を使って基地駐留をこちらから言い出したのは、交渉の駆け引きから言って失敗だったと主張する。この主張は豊下氏が吉田外交の稚拙さを批判する際の中心の論点になっている。

ただそこで問題になるのは、アメリカ側の記録と日本側の記録の食い違いである。一九八二年に外務省が公開した「わが方見解」の記録では当該箇所は二つの文章に分かれ、しかも「駐兵のごとき」という文言はない[17]。これは実は『調書』に載せられた記録でも同じである[18]。引用してみよう。

1 Japan will ensure internal security by herself.

2 As regards external security, the cooperation of the United Nations and, especially, of the United States is desired, through appropriate means.

つまり「対外的安全保障に関しては、適当な方法によって、国際連合、とくに合衆国の協力を希望する」となっているだけである。"such as the stationing of troops" という文言がない。

豊下氏はこの食い違いについて、「米側が受領した文書にある言葉が日本側の文書から消えているというこの事態は、この時点で日本側から米軍駐留を求めた事実の重大な意味を〝逆証〟しているようである」と書いている[19]。たしかに、日米の文書公開の状況、その量と質の差を考えると、こうした食い違いがある場合、日本政府が記録の一部を後で削除したのでは、と疑ってみることも必要なのかもしれない。

だがこの文書に限って言えば、『調書』による文書作成の詳細な経緯説明に疑わしいところはなく、日本側の記録の方が正確と思われる。『調書』によれば「わが方見解」はいったん英文化された後、吉田と外務省の幹部で再検討されていくつか修正が加えられている。安全保障の項目に関しては、まず、それまでの文章の第一項には、

The security of a nation must be preserved by the nation itself. Unfortunately defeated Japan cannot rely

upon herself alone for self protection.

とあったものを削除して、その代わりに、

Japan will ensure internal security by herself.

という文章を新たな第一項とした。すなわち「日本は、国内の安全を自力で確保する」ということである。次にもともと、

Japan will ensure internal security by herself. But as regards external security, the cooperation of the United Nations and, especially, of the United States is desired through appropriate means such as the stationing of troops.

となっていた第二項から、第一文と、"such as the stationing of troops" を削除して、

As regards external security, the cooperation of the United Nations and, especially, of the United States is desired, through appropriate means.

と修正し、新しい第二項にしたのである。[20] ちなみに和文は「対外的安全保障に関しては、適当な方法によって、国際連合、とくに合衆国の協力を希望する」である。[21]

こうして『調書』の説明を信じれば、「駐兵のごとき（such as the stationing of troops）」という文言がないのは、検討の最終段階で削られたから、ということになる。しかも『調書』は、最終段階での修正の多くが「吉田の発意」による、と記している。[22] この削除も、少なくとも吉田の判断を入れたうえでの決定と見てよいだろう。つまり吉田は「わが方見解」の中で「駐兵」を明言することを避けたのである。

それではなぜアメリカ側の記録との間で食い違いが起こったのであろうか。アメリカ側の文書からは原因が不明

である。ただ、アメリカ側の外交文書集に載せられた文書は、最終の修正前の「わが方見解」のようであり、いまのところは、何らかの理由でそれがアメリカ側の手に入ったものと推測するしかないだろう。米国外交文書集は基本的に一人の歴史家が一巻を担当し、文書を収集する。『調書』のように当時の担当者が収集したものではない。当然そこにあるべき文書が見つからないということは必ずしも珍しいことではない。ちなみにアメリカ側の記録では、アメリカ側の記録に載っている文書は、一月三一日に日本側から手渡されたとなっている。日本側が「わが方見解」をアメリカ側に手渡したのは一月三〇日である。

ただし、この「駐兵のごとき」という文言をめぐる問題は全体の構図から言えば小さなことであろう。吉田と日本政府が基地駐留を許す考えを交渉の早い段階で示したのは間違いない。吉田は、一月三一日のダレスとの第二回会談の後、事務当局が、かねて準備していた、米軍の基地駐留を含む安全保障構想「相互の安全保障のための日米協力に関する構想」をアメリカ側の交渉者に提出するのを許した（二月一日）[23]。この「構想」の提出により、当初、スムーズではなかった交渉に進展が見えるようになる。

だがそれは、豊下氏が言うように、基地駐留の権利付与という交渉の「カード」を吉田が捨てたことを意味するものではない。先に述べたように「わが方見解」はアメリカ側が示した「対日講和七原則」に回答する重要文書である。そしてその「七原則」はその第四原則に「日本国の施設と合衆国およびおそらくその他の軍隊との間に継続的協力的責任」が必要との表現で、講和後の基地駐留を盛り込んでいるのである（つまりこの交渉に限れば基地駐留はアメリカ側から言い出している）。それに対して、吉田が出した「わが方見解」は「適当な方法によって」国際連合、とくにアメリカとの協力を希望すると答えただけである。微妙だがやはり「カード」にすることを意識した返答と思われる。

たしかに吉田は基地駐留の権利を「五分五分の論理」で与える、すなわち、基地駐留の形式をより対等なものにするための「カード」として使うことはなかったかもしれない。吉田はこの意味での外務省の構想にはあまりこだわっていなかったようである。吉田の安全保障政策についての最近の研究も吉田は外務省の担当者たちとは異なり、安保条約の形式にそれほど関心があったとは思えないと結論している。(24)

ただ外務省の構想という場合には、一つ重要な注意書きがいるだろう。たしかに「五分五分の論理」も重要だが、外務省の構想の中には外務省の担当者が「五分五分の論理」と同様、もしくはそれ以上に強く希望したものがあったからである。それは米軍の国内駐留を認める日米間の安全保障の取り決めを、平和条約とは別個の取り決めにすることであった。「わが方見解」の安全保障の項目は三点からなるが先に見た二点の後、三番目にあげたのは実はそのことであった。(25)

もし平和条約の中に米軍駐留が規定されれば、たとえそれが日本の安全保障のためであると断ってあっても、日本に対する警戒措置の意味合いが出てくる。それでは折角、講和・独立を果たしても、日本が連合国から対等な友好国とはみなされていないことになる。だから外務省の担当者は「平和条約そのものに軍隊の駐在を規定することは独立国の対面をき損する主権の制限である」(26)として、それを何としても避けたかったのである。

結果的に外務省の希望はかなえられた。しかし、交渉に望むアメリカ側は、平和条約の中にそうした米軍駐留を含む日本との安全保障取り決めの大枠を書き込む案を持っており(27)、もし日本側が二月一日という交渉の早い段階で率先して米軍の基地駐留の権利を与える安全保障構想を示さなければ、そうした方向に交渉が動いたかもしれない。したがってアメリカ側が日本側の構想を「頗るヘルプフル」(28)と評したのは小さくない意味を持つ。(翌日アメリカ側は日本側の構想をもとに平和条約とは別個に結ぶ安全保障の協定案を出してきた。それが形を変えて安保条約およ

び行政協定に発展する。）

四　吉田は何のために「カード」を使ったのか

吉田は「五分五分の論理」とは別のことで基地駐留の権利をカードに使った。まず何よりも吉田は、基地駐留の権利を、アメリカ政府内の講和の動きを促進する目的で使っている。先に述べたように池田を使って基地貸与の意向を伝えたのだが、それは当時、アメリカ政府内には講和後の日本の安全保障のあり方をめぐって国務省と国防省・軍部との間に意見の違いがあって、調整が続けられていたことを知ってのことであった。アメリカから基地駐留の要求をすることが難しければ、日本からアイデアを考えるという申し出は、この調整が早く進むことをねらったものである。この吉田の申し出はアメリカ政府内を講和促進の方向にまとめるのに、効果があったようである。(29)

次に吉田は、基地駐留の権利を本格的な再軍備を拒否するためにも使ったように思われる。吉田は、戦後の日本はアメリカとの連携を続けてこそ、安全も繁栄も得ることができると考えていた。しかしそれは講和後の日本が、アメリカが率いる自由主義陣営の一員として、義務を負うことを意味する。だが吉田は、ダレスとの交渉に臨んで、その義務の一部免除を要求した。すなわち日本が当面は再軍備をしないという建前で講和条約を結ぶことである。

吉田の見るところ、再軍備は国民心理からも、経済復興優先という考えからも、また日本の軍国主義復活に対する内外の危惧――それは講和の条件に悪い影響を与えるかもしれない――という点からも、望ましくはなかった。(30)吉田は、再軍備拒否の建前を貫くために、外務省と自分の軍事アドバイザーに日本と朝鮮の非武装と極東の一定地域の軍備制限に関する案を作らせている。(31)また、あらかじめ、日本の再軍備に消極的なマッカーサー元帥に協力を求めもしたようである。(32)

日本側が基地駐留に関する日本側の構想をアメリカ側に示したのは、最初の二回の会談で吉田がダレスと再軍備問題で衝突した後のことであった。その事情を『調書』は次のように記している。

「この事務レベル折衝においてわが方から提出した文書は、例外なく、事前に総理の承認をえ、または、総理の指示にもとづくものである。とくに事務レベル折衝の冒頭2月1日の会談で『安全保障について平和条約に挿入すべき条項』と『相互の安全保障のための日米協力に関する構想』を提出した経緯は、これまでの会談で総理が特使［ダレス］の再軍備に熱心な説得にあくまで反対をつづけマ元帥の支持をえて持論を貫徹されたことに起因する［アメリカ側］使節団の失望が『日本の総理は特使の誠意を理解してくれない』あるいは『日本の総理は特使の英語を解っていられるだろうか』といった言葉となって使節団のフィアリーから井口、白洲（次郎）、田中（弘人）の3人に洩らされるにいたったことを心配した井口・西村が『この際かねて用意してある安全保障に関する具体案をわが方から提出することによって会談を具体問題の討議に移行させることが今次会談に実質的成果を期待する最善の途であると考える』旨をのべて両案提出の許可をえたのであった。(33)」

こうして、基地駐留を許す日本側の安全保障構想を示すことは、日本が再軍備できないと強く主張するかわりに、できることを示す、という文脈の中でなされたのである。

もっとも、今ではよく知られているように、吉田はダレス特使との交渉で再軍備を完全に断わることはできなかった。吉田はダレスに、講和後には警察予備隊や海上保安庁とは別個に、海陸を含めて五万人からなる「保安隊（security forces）」を設けて、民主的な軍隊を発足させると約束した。(34) 吉田は、『回想十年』の中で、五万人の「保安隊」についてはぼかしつつも、その事情を次のように説明している。

「私は、それまでの交渉経緯から考えても、日本の防衛努力につき、ダレス特使に対して、何らの意思表示もしな

いで、日米協定だけを纏めるという虫のいゝことは、到底見込がないと考えた。一方平和条約成立後の日本が、防衛努力の第一段階で設けるべき地上軍の腹案でもよいから教えてほしいというのが先方の強い希望であった。そこで種々考慮の結果、警察予備隊や海上保安隊を充実増強して、治安省といったようなもので統轄する案を示した。この治安省の構想は以前からあったもので、ダレス氏にある程度の満足を与えたようであった。[35]」

しかし、そうした講和後の再軍備の「芽」のようなものは示したものの、吉田は講和前に本格的な再軍備にとりかかること、あるいは講和条約・安保条約に関して再軍備を明言することを断ることはできた。[36]少なくとも当時の吉田自身の言葉で言えば「再武装はご免こうむるという建前[37]」は貫いたのである。

もう一つ、吉田がアメリカに基地駐留の権利を与えることで得ようとしたものがあるとすれば、それは「寛大な」講和であろう。吉田は、多数の連合国との交渉で寛大な講和を勝ち取るためにも、まずアメリカとの良好な関係を維持して、アメリカに日本の立場を代弁してもらうことが必要と考えていた。[38]その意味で、アメリカにアメリカが望むような基地駐留の権利を与えることは寛大な講和の代償という側面もあった。『調書』は、そのことを実に印象的に次のように記している。

「かようにして、平和条約によって日本が独立を回復した暁においても自国軍隊が日本に駐在するであろうことが確実になった後、はじめて先方［アメリカ側］はいかような構想の平和条約案をたずさえて連合国と折衝を開始しようとしているかを明らかにした。その条約案はきわめて公正寛大で交渉当事者の感銘は大きかった。[39]」

米国の主導でできあがったサンフランシスコ平和条約は、中ソとの講和や、沖縄の施政権返還などを将来の課題に残したが、当時の日本が置かれた状況下では、最良の条件で日本に独立回復を許す条約だった。第一次大戦後のヴェルサイユ条約のように敗戦国に一方的に戦争責任を負わせたり、巨額の賠償義務を課すようなことはなく、む

しろ勝者と敗者がともに未来を志向する「和解と信頼の講和」[40]を創出した。

実は、一九五一年一月から二月の吉田・ダレス交渉の後で、平和条約が日本側にとって「公正寛大」なものにならない可能性が浮かんできた。イギリスが作った平和条約草案である。この草案は対イタリア平和条約にならった日本に厳しい条約案で、前文に日本の戦争責任を明記し、本文で日本に沖縄の主権放棄や、極右団体などの取り締まりを迫る懲罰的な草案であった。四月中旬、米国から極秘にこの草案を見せられた吉田は、これではヒトラーを生み出したヴェルサイユ条約の失敗を繰り返すだけだと激しく怒り、ただちに反論の意見書を作成した。[41]吉田が自ら文言を強めた意見書の中には次のようなくだりがある。このような草案が条約になれば、

「必ず、日本国民全体に深い失望感をもたせ、他日のダレス氏の総理に対する話の如く、ヴェルサイユ条約の経験を繰り返えすこととなり、折角米国案によって喚起された、連合国と相携えて国際の平和と安全の維持に寄与せんとするその意欲をスポイルするであろう。」[42]

吉田は「意欲をスポイルする」との表現を使って、イギリス案のような懲罰的な案では、アメリカへの基地貸与にも影響すると暗に牽制したのである。もちろんアメリカ政府はこの時点で日本に懲罰的な平和条約をつくろうという気は毛頭なく、イギリスの草案をそのまま受け入れる気はなかった。吉田もそれを知っていただろうが、念のために、基地提供と寛大な講和との代償関係を示唆して、アメリカ政府が万一にもイギリス案の影響を受けることがないようにしたかったのだろう。

寛大な講和の代償と言えば、沖縄の問題にも触れるべきかもしれない。吉田は、沖縄がアメリカの信託統治の下に置かれないように、またもし置かれるとすれば、信託統治が終了した後、沖縄を日本に返還すること、島民の日本国籍を確保すること、日本を共同施政者とすることなどをアメリカ側に提案している。吉田は軍事的な必要があ

れば、バミューダ形式の租借はどうかとも持ちかけた（「わが方見解」[43]）。アメリカ側はこれをあっさり拒絶したけれども、吉田が沖縄に関して、できる限り有利な取り計らいを求めたことは事実である。『調書』は「租借地」にしてもよいから、沖縄を信託統治にしないでほしいと希望した「総理の勇断」に「いたく感銘した」と記している[44]。日本の主権が沖縄に残ることを明確にしようとする努力だが、その努力は、沖縄に日本の「残存主権」があることをアメリカ側が明言することにつながった。

当時、外務省の条約局長として吉田に仕えた西村熊雄は、この点に関連し、安保条約で米軍の有事駐留方式（一九四七年九月の「芦田書簡」ではこの考えがとられた）ではなく、日本国内への常時駐留方式がとられたのは、吉田が沖縄（および小笠原、硫黄島）を日本の領土に残しておきたかったからだと証言している[45]。西村の証言を裏付ける確実な証拠はないが、吉田の頭の中で基地駐留の問題が沖縄問題とつながっていたのは間違いないだろう。基地駐留をあまりに出し渋ると、沖縄の返還にも悪影響を及ぼすかもしれない。そういう計算は吉田の頭の中に当然あっただろう。

吉田は『回想十年』の中で次のように述べている。

「一体、平和条約と安全保障条約とは、形の上では、一方は四十八ヵ国を相手国として調印し、他はアメリカ一国のみが相手なのであるが、実はこの両条約は全く不可分の関係のものであることは私が国会でしばしば言明したところであり、国の独立とこれを守る安全保障とを別個に考えるのは不自然である。すなわち両条約は一つの構想、体制の部分を形成し合うものなのである[46]」

だから吉田は、世論の中にある平和条約には賛成だが安保条約には反対という議論は「理解し難い」と批判する。吉田にしてみれば、自分の講和外交の評価は両条約を合わせたものであってほしいということである。そしてそう

いう吉田の希望からすれば『安保条約の成立』のように安保条約をそれだけ取り出して出来不出来を論じているように見える議論には不満が残るところだろう。

だがそれはともかく、吉田が基地駐留の権利を、早期に講和を実現し、日本に有利な講和を勝ち取り、しかも当面、「再武装はご免こうむるという建前」で実現するための「カード」として使ったのは間違いない。

もちろん、吉田がそれを一〇〇%うまく使ったとは言えないかもしれない。あるいは、それを使って、さらによい条件の講和を得るように粘ることができたかもしれない。ダレスとの会談での吉田の議論の進め方や英語力が、ダレスから最大の譲歩を引き出すのに十分効果的ではなかったという批判もあろう。

だが吉田は自らが求める大目標は達成した。一方、何としても日本から広範な基地駐留の権利を得たいというアメリカの強い希望を考えると、吉田が支払うコストがさらに安くすんだかもしれないと主張する根拠を示すことは容易でない。安保条約の「五分五分の論理」に関してさらによい条件を得ようとして、他の点でさらに大きなコストを支払うはめになることもあり得ただろう。吉田を外交の達人とほめたたえないにしても、少なくとも外交が稚拙であったとまで言うことはできないのではないかと思う。

五　昭和天皇に関する仮説の説得力

しかし、ここは仮に吉田の外交が稚拙であったとして話をすすめよう。吉田の交渉戦術、交渉能力に疑問を呈した研究は他にもあるが[47]、豊下氏の『安保条約の成立』がとりわけ興味深いのは、吉田が基地をバーゲニングの材料としてうまく使えなかったのは、アメリカへの基地提供に積極的であった天皇裕仁の意向に影響されたからではないか、という大胆な仮説を提示していることにある。これは、これまでの安保条約成立過程の研究に全く新しい角

度から挑戦する、驚くべき仮説である。

だが、よく考えてみると、天皇という要因を考慮せずに占領期の日本の政治外交を語ることができないのは明らかである。たとえば憲法の成立に天皇が関係ないとは誰も言わない。それならば、『安保条約の成立』が試みたように、安保条約の成立に天皇の意向が何らかの影響を及ぼしたのではないか、と問いかけるのはある意味で当然のことかもしれない。

提示されている仮説はおおよそ次の通りである。(一)、天皇裕仁は、講和後の日本の安全のために、また戦争責任問題の再活性化を恐れ、自らと天皇制の安全のためにも、日米協調の大前提で、アメリカに基地を貸すことが必要と考えていた。(二)、しかし天皇とその側近は、吉田がそのことにぐずぐずした態度をとっていると見て、吉田の外交を快く思わず、吉田の裏でアメリカ政府の代表と交渉したいという意思すら持った。(三)、吉田は何らかの形で天皇の意向を知らされて(直接天皇から知らされたかもしれない)、基地提供をバーゲニングの道具として使うことを封じ込められた。

豊下氏は、この仮説をすべて確証する材料があると言っているわけではない。占領期の天皇の言動に関する文献資料は限られている。豊下氏自身、「松井文書」などの新資料を活用して、昭和天皇とマッカーサーの会見記録の分析に取り組んでおられるが[48]、それでも一一回の会見内容のすべてが明らかになったわけではない。天皇と吉田の間で、政治外交問題でどのような話がなされたかとなると、ほとんどまったくわからない。

この点、豊下氏は『昭和天皇・マッカーサー会見』の中で、筆者の報告書を批判して、資料上の制約があるからといって、吉田外交に天皇の意向が影響したとする可能性を否定することはできないはずだという趣旨のことを述べておられる[49]。たしかにその通りである。筆者自身、そうした可能性を否定したわけではない。むしろそうした可

能性をも考えてみることが吉田外交についての理解を深めると評価したのである。

ただ筆者が言いたかったのは、豊下氏の仮説は実証される可能性はあるけれども、その可能性はあまり高くはないだろうということである。仮説の説得力を一つずつ考えてみよう。

まず（一）については、一定の説得力があるかもしれないと考える。戦争責任問題との関連はともかくとして、天皇は、占領終了後、米軍が日本の安全のために駐留することに積極的だったようである。少なくとも沖縄に関していえば、有名な一九四七年九月の「天皇メッセージ」[50]でアメリカ政府に伝えたように、アメリカが沖縄に日本の主権を残しつつ、二五年から五〇年くらい（あるいはそれ以上）の長期にわたって軍事占領を続けることがアメリカの利益にもまた日本の安全にもなるとの考えを示していた。また豊下氏が仮説の根拠として重視している一九五〇年夏の天皇からダレスへの「文書メッセージ」からは、たしかに日本側からの基地貸与を申し出ることに積極的な天皇の意向がうかがわれる[51]。

だが（二）はやや説得力にかける。豊下氏は「文書メッセージ」およびその元になった、一九五〇年六月の天皇からダレスへの口頭メッセージ[52]の中に、天皇の吉田に対する「不信任」の意思を読み取っている[53]。だが、この二つのメッセージは基本的にはアメリカ政府に対して、対日政策遂行にあたっては、追放政策により逼塞している日本の旧指導層や保守層の意見をもっと聞くべきであると訴えるものであった。さらに追放政策の緩和とそうした旧勢力の中で日本の意見を代表する有益な人々による諮問会議のようなものをつくってはどうかとも示唆している。占領政策を批判する思い切ったメッセージだが、とくに吉田への「不信任」の表明と言えるようなものには見えない。少なくとも二つのメッセージからアメリカ側がこれは天皇の吉田への「不信任」を意味すると受け取った形跡はない。

もちろん追放された旧指導層の中には吉田と意見の合わないものもいたので、吉田がこのメッセージを知っていたら喜んだとは思えない。だが、それだけでは吉田外交への「不信任」とまでは言えまい。

だが豊下氏は「文書メッセージ」の最後の文章に着目する。

「「追放の緩和によって」多くの有能で先見の明と立派な志をもった人々が、国民全般の利益のために自由に働くことができるようになるであろう。現在は沈黙しているが、もし公に意見表明がなされるならば、大衆の心にきわめて深い影響を及ぼすであろう多くの人々がいる。仮にこれらの人々が、彼らの考え方を公に表明できる立場にいたならば、基地問題をめぐる最近の誤った論争も、日本の側からの自発的なオファによって避けることができたであろう。(54)」

豊下氏は最後の文章の中の「最近の誤った論争」(原語は the recent mistaken controversy) というのは、国会において吉田がアメリカへの基地貸与に否定的な態度を示したことを指すと見る。確証はないが、ここはその指摘に従うとして、問題はその後である。「自発的なオファ［申し出］によって避けることができた」という一文を豊下氏は天皇の吉田外交に対する「不信任」を示す決定的な文言と見るのである。すなわち天皇は、「自発的なオファ」をすべきなのにしない吉田に不信感を懐いたということである。

たいへん興味深い解釈だが、問題があると思う。というのも先に見たように吉田はすでに五月に池田を通じて基地提供に関する「自発的なオファ」をしているからである。豊下氏は、天皇と「文書メッセージ」を実際に書いた天皇側近（松平康昌？）が吉田のその申し出のことを当然知っていたという前提に立って、天皇はその申し出にもかかわらず「自発的なオファ」のことを忘れたかのように振る舞う吉田をけしからんと思ったのではないかと推測しているようである。

しかし、もし天皇が吉田のアメリカ政府への申し出のことを知っていたとすれば、別の解釈も可能であろう。すなわち、吉田はすでに「自発的なオファ」を行っているが、国内の政治状況などから本心を語ることができない。もし追放の緩和によって、日米協力の重要性をよく理解する人々が政治に影響を持つようになれば、そういうこともなくなるはずだ。「誤った論争」もせずにすむだろう。そういうことを伝えたかった、という解釈である。

ただ筆者は、天皇とその側近が、この時点では、吉田のアメリカ政府への申し出を知らなかった可能性もあると考えている。吉田の申し出のことは池田に随行した宮澤喜一が一九五六年に『東京―ワシントンの密談』を出版して明らかにするまでは公に知られることはなかった[55]。吉田はこの件について秘密主義を通し、実は講和交渉の実務を預かった西村条約局長ですら、宮澤の著書が出るまで（講和の四年後まで）、申し出のことを知らなかったと回顧しているぐらいである[56]。天皇とその側近がこの時点で知っていた、と断定するのは早計かもしれない。

もし知らなかったとすれば、話はわかりやすくなる。知らなかったからこそ、基地問題についての「自発的オファ」を追放緩和によって得られる利点の一つとしてわざわざあげた（ダレスに対するアピールとして）と考えうるからである。もっともその場合は、この「文書メッセージ」から、基地提供に否定的な発言をする吉田への天皇の不満あるいは不安――誤解に基づくものではあるが――を読み取ることも可能かもしれない。

豊下氏は天皇からダレスへのメッセージの中に天皇の「不信任」を読み取り、天皇が吉田の背後でアメリカ側と交渉する意思をもったと推測する。その証拠として豊下氏が重視するのは、一九五一年一月、来日を目前に控えたダレスに対してなされた「夕食会」への招待である[57]。これは前年六月にもダレスと天皇側近（松平）らの会談を取り持った『ニューズ・ウィーク』の東京支局長（パケナム）がアレンジしていたものであり、同誌の外信部長であるハリー・カーンからダレスに伝えられたものである。二人によれば、この「夕食会」の提案はそもそも「皇室の

側」からきたものであり、前年夏の天皇からダレスへのメッセージの「延長上」にあるものだという。

このエピソード（結局その「夕食会」が実現することはなかった）について豊下氏は驚くべき推測を行っている。すなわち、この「夕食会」は天皇とダレスの直接会見を意味し、天皇はそこで、「米軍基地の日本側からの『自発的なオファ』を明確に表明し、米軍による日本防衛をつよく要請するつもり」[58]であり、吉田の背後で「二重外交」を行うつもりだった、という推測である。

だがこの推測についてまず浮かぶ疑問は、天皇が、「皇室の側」との連携の上とはいえアメリカの一雑誌記者がアレンジする「夕食会」にこっそり出席するようなことができるかどうかである。開催場所はどうするか。誰かの私邸というのは想像しにくいので、宮中とか御用邸になるのだろうが、いずれにせよ相手はアメリカ大統領の特使である。首相である吉田に知られずに会えるとはちょっと考えにくい。

それにこの時点では、「講和七原則」が明らかになっており、アメリカは講和後の米軍駐留の意向を明らかにしているのである。吉田がこの時点でそれに難色を示すという確実な情報でもあったのならともかく、わざわざダレスとの間で「二重外交」をする必要があったとは思えない。

したがって筆者はもっと確実な証拠でもない限り、この「夕食会」はダレスと、前年夏の天皇のメッセージがいう「有能で先見の明と立派な志をもった人々」を実際に引き合わせる会合の計画と考えた方がよいと考える。天皇のメッセージの「延長上」というのは単純に考えればそういう意味であろう。（ちなみに天皇は吉田とダレスの第一次交渉終了後、吉田を通じてダレスに会見を希望し、婦人を同伴したダレスと皇居で会見している。）

こうして仮説（二）は説得力に疑問が残るが、吉田の外交が天皇に封じ込められた（ので稚拙になった）という仮説（三）の方はさらに説得力に欠ける。豊下氏自身、「この「仮説」を確証する材料はない」と明言している。[59]

しかしその一方で、『調書』に載せられている吉田の天皇への内奏のための外務省の準備資料――吉田ダレス第一次交渉終了後に行われた内奏のための資料。天皇と吉田の会話の記録ではない――を紹介し、そのうえで「もちろん推測の域を出ないが」と断りつつも、次の様に言う。

「交渉が開始される以前のいずれかの段階で、天皇は吉田に対し、前年六月のダレスとの会談における『誤り』を二度とくりかえしてはならないこと、交渉においては基地問題をカードとして扱うことなく『日本の側からの自発的なオファ』の姿勢を明確に打ち出すこと、つまりは『池田ミッション』の方針ですすむべきことをきびしく『下命』したのではなかろうか。仮にそうであれば、『臣茂』がこの『御下命』を無条件にうけいれたであろうことは想像にかたくない。(60)」

これは二重の意味で問題のある推測である。まず吉田は『池田ミッション』の方針で交渉に臨もうとしているのである。なぜ天皇が「きびしく『下命』」する必要があるのだろうか。また『池田ミッション』自体が基地問題を講和交渉を進めるための「カード」として使うものであった。「基地問題をカードとして扱うことなく」というのはいかなる意味か。さらに、前年のダレスとの会談における「誤り」というが、それは再軍備に消極的な吉田の姿勢も含めてのことだろうか。ここで推測されている「下命」にはそういう疑問がわく。

六　吉田外交の主体性

しかしそのことよりも問題は、もしそういう「下命」があったら、吉田が「無条件にうけいれたであろう」という豊下氏の想像である。これは吉田という人物のイメージに関わることだが、豊下氏の議論は、「臣茂」は天皇の前では常に畏まり、天皇の言うことは何でも聞いて、その通りにしただろうとのイメージを前提にしているように思

う。

なるほど吉田は他の多くの保守政治家と同じように、天皇を守ることを最大の課題として占領軍と向き合った政治家である。天皇に忠誠を誓い、表だって逆らうなどということは思いもよらない人間だったであろう。しかし、吉田が、自分の外交の進め方について（たとえば基地提供を言い出すタイミングなどについて）細かく口出しされて、そのまま言われた通りにするような、おとなしい人物であったとは思えない。

とくに天皇と吉田の間で、米国への基地提供、米国に日本を守ってもらうという大方針に違いはないのでなおさらである。天皇と吉田の会見が交渉前に仮にあったとしても、そこで天皇が基地提供のあり方、あるいは交渉の進め方まで厳しく「下命」するとはまず想像しにくい。だが吉田が「無条件」にそれに従ったというのはもっと想像しにくい話である。吉田という人物についてのイメージの差といえばそれまでだが、ここのところの推測には違和感を覚える。

なお豊下氏は天皇の意向が吉田外交を封じ込めたという仮説に関連して、吉田が当初サンフランシスコ講和会議への出席を渋ったのは、自分の「『外交センス』で構想していたのとはまったく異なった筋書きで日米交渉が展開し、その結果としてまとめられた安保条約」に自信を持てなかったからではないかと推測している。[61] 平和条約への調印はいいが、（天皇の「二重外交」によって封じ込められ、意に沿わぬものになった）安保条約への調印がいやだったのでは、との推測である。だがこれは、平和条約と安保条約は不可分の構想という吉田の考えとはよく整合性がとれない見方である。それに会議に出ず、調印しなかったら責任が逃れられるというものでもない。両条約とも吉田外交の作品なのである。

吉田が会議出席を渋った理由はたしかにわかりにくい。単純に、敗戦国の首相として講和会議に出かけるのに気

乗りがしなかったのかもしれないし、あるいは自分の出席に少しもったいをつけて会議が自分と日本にとって不面目なものにならないようアメリカ側の格別の配慮をうながそうとしたのかもしれない。または何らかの理由でへそが曲がっただけかもしれない。仮にそういう問題ではない別の何か大きな理由があったとしても、安保条約が気に入らなかったから、というのは吉田らしくないように思える。

以上が、豊下氏の仮説に筆者が説得力をあまり感じない理由である。

しかしその説得力はともかく、豊下氏の大胆な仮説が、吉田と占領期の他の重要アクターとの関係に光をあてることで、これまで見過ごされていた研究上の一つの課題を提示したのは間違いない。それは吉田の講和構想が、天皇や（もうひとりの「天皇」である）マッカーサーの意向とどのような関係にあったのかという問題である。たとえば、そもそも米軍駐留をこちらから言い出すことで講和を促進しようという判断は、どの程度、天皇の意向に影響されていたのかという問題。あるいは講和にあたって再軍備しない、吉田の態度を天皇がどう見ていたかという問題などである。

また吉田の再軍備拒否で言えば、これがマッカーサーの意向とどういう関係にあったのかも問題になる。さらには吉田がアメリカ政府に基地提供を言い出す際、マッカーサーのこの問題に対する態度をどう捉えていたのか。マッカーサーの頭越しに自分の意向をアメリカ政府に伝えたとされることが多いが、本当にそうなのだろうか。この点、外交評論家の岡崎久彦氏は吉田とマッカーサーの関係からいってそういうことは考えにくいとしている(62)。豊下氏の仮説は、そうした問題の所在をあらためて認識させるのである。

ただ、仮に吉田が天皇やマッカーサーの意向にある程度影響を受けていたとしても、それですぐに吉田外交の主体性を疑うことはできないだろう。日本の政治外交の舵取りをまかせられた吉田が、それに関わりのあるさまざま

な要因を把握したうえで、政策を打ち出すのは当然のことである。そしてその要因の中には当然、天皇やマッカーサーの意向も含まれよう。それらを考慮に入れたからといってそれだけで吉田を他人の意のままに動く主体性のない人物と見ることはできない。政治はまさに高坂正堯が言うように「矛盾したいくつかの要請にいかに対処するかという技術」である。少なくとも今ある歴史の証拠資料の中から、吉田の技術が吉田のオリジナルなものではない、と言うことは難しいように思う。

おわりに

吉田茂と交流のあったリチャード・ニクソンは、大統領を辞任した後に書いた指導者論の中で、吉田茂が再軍備に消極的で、自由世界の防衛力の分担にも消極的であったことを次のように評価している。

「外交政策の衝にある者の評価さるべき基準の一つは、可能なかぎり少ないコストで最大の国益を確保することにあると私は考える。この尺度をもってすれば、吉田の行動はみごとと言うほかはない。(63)」

豊下氏の吉田外交評価は、ニクソンのような評価――吉田は日本が最小のコストで、安全保障をアメリカに依存しつつ、軽軍備で経済復興に邁進する基盤をつくりあげた――に反論する。日本はアメリカとの安全保障取り決めにより、アメリカに広範な基地駐留の権限を与え、外交的従属に苦しむことになった。それはあまり長い間続くことになり、やがて日本外交から自主性の感覚を奪ってしまった。そうした評価を前提にして豊下氏は、果たして、講和条約と安保条約のためにそれだけのコストを払わなければならなかったであろうかと問う。そして、吉田はもっとうまくやれたはずであると主張し、うまくやれなかったのは天皇の「二重外交」が邪魔をしたからではないかと大胆に推測するのである。

残念ながら筆者は『安保条約の成立』および『昭和天皇・マッカーサー会見』を読む限りでは、どのようなやり方で吉田がより少ないコストで自らの望むものを得ることができたかのかを、具体的に思い描くことはできなかった。吉田の外交がとりたてて拙劣であったという印象は持てない。吉田は基地の提供を代償にして自分が求めたものをたしかに得たのである。

また天皇の「二重外交」という仮説については、「二重外交」の定義にもよるが、意見の表明以上の外交活動があったという意味なら、説得力に難があって、にわかには信じられない。基地提供に関して、天皇の意向と吉田の意向が異なっていたという前提に問題があるように思われる。

しかしそれでもこの仮説が、吉田外交の評価のための重要な問いかけ――吉田はもっとうまくやれたのではないだろうか――を発して、歴史の議論を活性化させたことは評価すべきであるし、吉田外交の主体性にかかわる興味深いテーマの存在に気づかせるのもこの仮説の価値であろう。やや強引な推論の積み重ねに基づくきらいもあるが、スリリングかつ大胆で知的な興奮を呼び起こす議論が展開されているのは事実である。

ただその点で一つ難を言わせてもらえば、あくまで推測にとどまっているはずの仮説が、事実であるかのように書かれた記述が見られるのが残念である。たとえば、

「[天皇には]『万世一系』の天皇制を〝永遠〟に維持する使命が背負わされているのである。そのためには、たとえ『地下人脈』につながるジャパンロビー[ハリー・カーンなど]であっても利用できるものはすべて利用し、吉田やマッカーサーも〝バイパス〟して交渉過程に介入せねばならなかったのである」

といった記述である(64)。こうした断定的な記述は議論の信頼性を傷つけるおそれがある。

だがそれはともかく、『安保条約の成立』のよいところは、基地を貸して安全保障を得るという安保条約の形が、

本来「五分五分の論理」であり、形式的に対等な関係のはずであるという、外務省構想の前提となる理屈に光をあてていることである。その光は安保条約の歴史を通した根本問題も浮き彫りにする。というのも日米両国は、これまで、基地と安全保障の交換という安保条約の形が相互に与える実質的な利益を認めてきた。しかしその間、両国がこの形を対等の関係と考えてきたとみるのは難しいし、心理的には双方に大きな不満を生み出すところがあった。それはなぜか、そしてそれをどうすればよいかと問うことは、安保条約の根本について問うことである。その問いは、冷戦が終わり、安保条約成立から安保改定を経て半世紀以上が過ぎ、二十一世紀になった今日、安保条約と将来の日米の安全保障協力について考える場合に避けて通れない問いなのである。

基本問題の再検討に新しい視覚を提供したという意味で『安保条約の成立』が、吉田の講和外交にとどまらず、戦後外交史全体の研究を刺激する問題提起の書物であることは間違いない。

（1）吉田茂『回想十年』全四巻（新潮社、一九五七年・八年）、同『世界と日本』（番町書房、一九六三年）。どちらも後に中公文庫で再刊されている。

（2）吉田は『世界と日本』の中で「平和条約によって占領管理から解放され、さらに安保条約を通じて国土の安全を駐留米軍に託するようになったことを、世間ではサンフランシスコ平和体制といっている」と書いている。中公文庫版、一五二頁。

（3）高坂正堯『宰相吉田茂』中央公論社、一九六八年、所収。

（4）同右、二四八頁。

（5）片務的という言葉は、旧安保条約下では、日本の基地提供義務に対して米国の日本防衛義務が明文化されていないことを批判するためによく使われた。安保改定後は逆に、アメリカは日本の領土を守るが、日本はそれができないことを批判するために使われることが多い。

（6）『安保条約の成立』iv。
（7）西村熊雄「安全保障条約論」『サンフランシスコ平和条約・日米安保条約』二一―二頁。
（8）『日本外交文書・平和条約の締結に関する調書』外務省、二〇〇二年（第二冊）、四九頁。以下『調書』（二）、四九頁、等に略。
（9）一九四八年六月一一日、アメリカ上院はアメリカが他国と集団的安全保障関係を結ぶ際に議会が求める条件を宣言した。その第三項はアメリカの相手方が「継続的で効果的な自助および相互援助」ができなければならないとしている。
（10）日本側はアメリカ側から、日本に侵略があった場合に日本はアメリカと協力して立ち向かうというけれども、具体的にはどういう協力かと質問されて、「考えうるすべての手段、例えばフィジカル　フォースとしては警察力もあり、工業生産力もあり、人力（マンパワー）もあり、施設提供もあり、運輸もあり、法律上も事実上もできるすべての手段をふくむつもりなり」と説明した。『調書』（二）、一六四頁。
（11）米国の外交政策文書 NSC60/1 の中の文言。U.S. Department of State, *Foreign Relations of the United States: 1950*, Vol.VI (G.P.O., 1976) p. 1294 以下 FRUS: 1950, 6, p. 1294. 等に略。
（12）『安保条約の成立』四八―九頁。
（13）宮澤喜一『東京―ワシントンの密談』実業之日本社、一九五六年（中公文庫、一九九九年）を参照。米側資料は FRUS: 1950, 6, pp. 1194-8.
（14）『安保条約の成立』一二八―三二頁。
（15）『調書』（二）、一一―二頁。
（16）FRUS: 1951, 6, p. 834.
（17）細谷千博他編『日米関係資料集　一九四五―九七』東京大学出版会、一九九九年、八四頁参照。
（18）『調書』（二）、一四五、一五〇頁。
（19）『安保条約の成立』四五頁。
（20）『調書』（二）、三二―四頁。
（21）同右、一五〇頁。

(22) 同右、三四頁。
(23) 同右、三九―四四頁。
(24) 楠綾子『吉田茂と安全保障政策の形成』ミネルヴァ書房、二〇〇九年、二三一頁。
(25) 「このための取極は、平等の協同者としての日米両国間における相互の安全保障のための協力を設定するものとして、平和条約とは別個に作成されるべきである」『調書』(二)、一五〇頁。
(26) 西村熊雄『サンフランシスコ平和条約・日米安保条約』中公文庫、一九九九年、三二―二頁。
(27) アメリカ側の構想については中西寛「吉田・ダレス会談再考――未完の安全保障対話」京都大学『法学論叢』一四〇巻一・二号、一九九九年を参照。
(28) 『調書』(二)、一六三頁。
(29) 楠前掲書、一一六――七頁 Eldridge, Robert D., and Ayako Kusunoki, "To Base or Not to Base?: Yoshida Shigeru, the 1950 Ikeda Mission, and Post-Treaty Japanese Security Conceptions," *Kobe University Law Review*, No.33 (1999) も参照。
(30) 「わが方見解」を参照。『調書』(二)、二三―四頁。
(31) 一九五九年一二月にできあがった「北太平洋地域における平和および安全の強化のための提案」は、日本および朝鮮の非武装と米英中ソ四国の軍備制限を国際連合が監視するものであった。軍備制限の概要は、一、朝鮮国境および四国が協定するその他の地域の非武装、二、東経一一〇度以東、一七〇度以西、北緯二〇度以北の地域、海域における防備施設および軍用施設そしてそれら施設の武装の現状維持、三、この地域、海域内において常駐する陸軍兵力は自国領土防衛のために必要な兵力にとどめる。海軍兵力については主力艦、特に航空母艦と潜水艦を常置しない。空軍兵力については攻撃用機種を常置しない、となっていた。さらに「提案」は、国際連合加盟国が国連憲章に基づいてとる軍事的措置は右の制限を受けないとしていた(日本に基地を置くことも可能という意味と思われる)。『調書』(一)、七六五―七頁。豊下氏はこの案を交渉中に出さなかったことを、吉田の外交が拙劣になった一因としておられるようだが、筆者の意見は異なる。この案は実現可能性に乏しい理想案であり、それを出すことは交渉をかえって混乱させたと思われるからである。また交渉中に出さなかったのは、出さなくても再軍備をしないという建前を貫くことができると判断したからかもしれない。詳しく

は拙著『日米同盟の絆――安保条約と相互性の模索』有斐閣、二〇〇〇年、三三―四頁。

(32) 『世界と日本』中公文庫、一九九一年、一〇五―七頁。

(33) 『調書』(二)、三九頁。

(34) 二月三日、アメリカ側に提出した「Initial Steps for Rearmament Program」は、『調書』(二)、一九二頁を参照。

(35) 『回想十年』第三巻、中公文庫、一九九八年、一四六頁。

(36) ただし、安保条約前文には再軍備に対するアメリカ側の期待が盛り込まれてはいる。

(37) 『調書』(一)、五八二頁。

(38) 『回想十年』第三巻、二五―六頁。

(39) 『調書』(二)、一一一頁。

(40) 『回想十年』第三巻、五八―九頁。「和解」および「信頼」はダレスが演説で使った言葉。

(41) 経緯については『調書』(二)、四四一―五八頁、六二四―三七頁を参照。

(42) 『調書』(二)、六二六頁。

(43) 同右、二三一―三頁。

(44) 同右、二三二頁。

(45) 西村前掲書、二〇七頁。

(46) 『回想十年』第三巻、一三四―五頁。

(47) たとえば三浦陽一『吉田茂とサンフランシスコ講和』(上・下) 大月書店、一九九六年。

(48) この点については『昭和天皇・マッカーサー会見』第三章を参照。

(49) 『昭和天皇・マッカーサー会見』、一九三頁。

(50) 沖縄県公文書館ホームページを参照。http://www.archives.pref.okinawa.jp/collection/2008/03/post-21.html

(51) 天皇からのダレスあてメッセージはそのコピーが『ニューズ・ウィーク』誌の外信部長であるハリー・カーンからダレス宛の一九五〇年八月一九日付け私信に添付されている。John Foster Dulles Papers, Box 48, Mudd Library, Princeton University

(52) FRUS: 1950, 6, pp. 1236-7.
(53) 『安保条約の成立』一七五―六頁、『昭和天皇・マッカーサー会見』一六一頁。
(54) 同右、一六四頁。
(55) 池田の帰国後、池田がＧＨＱの頭越しにドッジラインの緩和をアメリカ政府に提案したことは問題になり、国内周知のこととなった。基地提供を検討するとの申し出の方が公になったわけではない。宮澤前掲書、六一―七〇頁。
(56) 西村前掲書、二一一―二頁。
(57) 『安保条約の成立』一七九―八一頁。
(58) 同右、一八〇頁。
(59) 同右、二〇一頁。
(60) 同右、二〇七頁。
(61) 同右、二一六―七頁。
(62) 岡崎久彦『吉田茂とその時代』ＰＨＰ研究所、二〇〇三年を参照。たしかに同時期のマッカーサーは基本的には講和後の日本本土に米軍が駐留することに反対だった（沖縄さえ維持すればよいという考えだった）が、もし日本国民を代表して日本政府が公式に米軍の駐留をリクエストすれば、たとえば五年間といった期限付きの基地駐留は必要かもしれないという考えも示している（四月五日）。FRUS: 1950, 6, p.1170.
(63) リチャード・ニクソン／徳岡孝夫訳『指導者とは』文藝春秋、一九八六年、一三八頁。
(64) 『安保条約の成立』二一〇頁。そうした記述は『昭和天皇・マッカーサー会見』にも見られる。「すでに見たように、天皇は新憲法が施行され『象徴天皇』になって以降も、事実上の『二重外交』に踏み込み、吉田に強い圧力を加えてまでも、『自発的なオファ』による米軍への無条件的な基地提供という方向に突き進んだのである。」一七五頁。